

速達

書留

速達便

4 6 7 - 8 6 0 1

名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地  
(名古屋市立大学桜山キャンパス)

# 名古屋市立大学

学生課 入試係 御中

入学手続書類 在中

書留

該当する区分番号を○で囲み、学部・学科名と差出人欄を記入してください。

1 学校推薦型選抜A	
2 学校推薦型選抜B	
3 地域枠学校推薦型選抜	
4 学校推薦型選抜(中部圏活躍型)	
5 学校推薦型選抜(名古屋市高大接続型)	
6 学校推薦型選抜(連携指定校型)	
7 私費外国人留学生選抜	
8 帰国生徒・外国学校出身者選抜	
学部・学科	[ ]学部 [ ]学科
差出人	住所
	フリガナ
	氏名

整理番号

※大学使用欄

## 授業料の納入方法（口座振替）についてのご案内

このたびは、名古屋市立大学への合格おめでとうございます。

さて、本学では授業料の納入を口座振替にて行っておりますので、以下の1、2に注意し、必要書類を整え、入学手続き時に他の入学手続き書類と併せてご提出ください。

なお、大学への提出前に金融機関窓口で手続きが必要になりますのでご注意ください（ゆうちょ銀行・ネット銀行を除く）。

### 1 金融機関ごとの手続き方法

	三菱UFJ 銀行	ゆうちょ銀行・ネット銀行	その他
使用する用紙	預金口座振替依頼書	預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書㊟㊿	預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書㊟㊿
金融機関窓口での手続き※1	<b>要</b>	不要	<b>要</b>
大学へ提出する用紙 ※2	2枚目のみ (要、金融機関の確認印)	<b>1枚目と2枚目</b>	2枚目のみ (要、金融機関の確認印)
備考		<b>口座番号が分かるもの (通帳等)のコピーを必ず添付してください。</b>	

※1 大学への提出前に、金融機関窓口で用紙の2枚目に口座番号確認印をもらってください。

※2 3枚目は本人控えですので提出の必要はありません。

### 2 留意事項

- (1) 学生本人名義の口座のほか、父母等の名義の口座も可能です。
- (2) 通帳番号は必ず右詰めでご記入ください（8桁に満たない場合は、左マスを空欄にすること）。

### ◎口座振替の時期と金額（令和6年度（予定））

区分	口座振替日	授業料の額※
前期	5月13日（月）	267,900円
後期	10月28日（月）	267,900円

※授業料の額は一般学生の金額です。

（お問い合わせ先） 〒467-8601 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地  
公立大学法人名古屋市立大学 財務課経理係  
☎052-853-8013 授業料担当

# 「預金口座振替依頼書」記入例1

※訂正される場合は、必ず二重線で消し、上から金融機関届出印を押してください。

(ア) 「三菱UFJ銀行」を選択される場合

①番の用紙に記入してください。

金融機関用 **預金口座振替依頼書** 年 月 日

三菱UFJ銀行 御中

私は、学生納付金を下記の支払指定口座から口座振替によって納付したいので、預金口座振替規定を締約のうえ依頼します。

大学名	公立大学法人名古屋市立大学		2枚目にも押印してください。
1 銀行	預金口座	預金者名 (フリガナ)	銀行への届出印
			三菱UFJ銀行 支店
			銀行コード・店コード 00005
			預金種目 1.普通 2.当座
			口座番号

振替日 大学の指定する日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)

(大学生用)

(フリガナ)	公立大学法人名古屋市立大学		
氏名	料金等の種類	授業料	
学部	学籍番号		
住所	(〒 - ) (番 - - )		

(金融機関使用欄)

代表委託者番号	取扱店	店番	店名	口座照会	取扱い

預金 連絡 科目 口座番号

返却理由	1. 口座番号相違	4. 預金種別相違
	2. 届出印相違	5. 訂正印もれ
	3. 該当口座なし	6. その他
		( )

この預金口座振替依頼書を預金者が実行へ持参した場合は、預金口座払いに関する届出書 (2枚目) に確認印を押印の上、預金口座払いに関する届出書以下を預金者にご返却ください。

預金口座振替規定

- 銀行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振込日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額 (当座貸越を利用できる範囲の金額を含む) を超える時は、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり大学から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものと取扱って差し支えありません。
- この預金口座振替について、仮に紛議が生じて、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑を掛けません。

1/3

3. 1枚目、2枚目に金融機関届出印を捺印してください。  
※印が、金融機関届出印であることを、確認してください。

1. 「預金者名 (フリガナ)、支店名、店コード、預金種目、口座番号 (右詰め)」を、通帳を確認しながら、正しく記入してください。

2. 学生本人の「氏名 (フリガナ)、学部・研究科名、連絡のとりやすい住所・電話番号」をそれぞれ記入してください。  
学籍番号の欄には、受験番号を記入してください。

4. 最寄の三菱UFJ銀行の窓口にて、口座番号確認印を受け、1/3は銀行へそのまま提出、2/3は大学へ提出し、3/3は控えとして保管してください。

# 「預金口座振替依頼書」記入例2

※訂正される場合は、必ず二重線で消し、上から金融機関届出印を押してください。

(イ)「ゆうちょ銀行」、(ウ)「(ア)、(イ)以外の金融機関」を選択される場合

**1.**  
提出先金融機関名を記入してください。

(金融機関用) 預金口座振替依頼書  
自動払込利用申込書(印)

銀行  
信用金庫 御中  
組

年 月 日

私は、下記学生の学生納付金を次の支払指定口座から、口座振替によって納付したいので、預金口座振替規定を承諾のうえ依頼します。

収納企業名 三菱UFJファクター株式会社(収納代行会社)

フリガナ (フリガナは半角で記入し、漢字、半角点は1字分を空けてください。個人名義の場合は、姓と名の間に1字開けてください。)

フリガナ					
預金者名		金融機関届出印	印	ゆうちょ銀行	

※ゆうちょ銀行以外の金融機関をご利用の場合

銀行	支店	預金種目	口座番号		
銀行	信用金庫	組	組	組	組
コード	銀行番号	店番号	1. 普通	2. 当座	

※ゆうちょ銀行ご利用の場合

種目コード	総額桁数	通帳記号	通帳番号		
1	6	6	3	0	1
0	0	の			
払込先口座番号	00140-9-654553	私込先加入者名	三菱UFJファクター株式会社		

振替日(払込日) 12月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)

- 預金口座振替規定 - ※ゆうちょ銀行を除く

1. 銀行(余債・組合)に請求書が交付されたときは、私に追加することなく、請求書記載金額を預金口座から引当りのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座振替規定にかかわらず、預金通帳、印は振替済みの提出または印刷の提出は不要です。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座振替を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書をご返却していただきたく存じます。
3. この契約を締結するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期滞りにおたり大学から振込がない等の事由があるときは、特に届出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものと見て振込を差しつかえありません。
4. この預金口座振替について事前に届出がない限り、銀行の振替による場合を除き、銀行には迷惑を掛けません。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合は自動払込規定が適用されます。

金	印	印	印	印	印
(不届出対象外)	1. 預金取引なし	2. 記載事項等相違	3. 印鑑番号	4. 印鑑番号	5. その他
検					
用	印	印	印	印	印
欄	台	台	台	台	台
(備考)					

**2.**  
どちらかを選択し、三菱UFJ銀行及びゆうちょ銀行以外は「金融機関名、支店名、銀行番号、店番号、預金種目、口座番号(右詰め)」を、ゆうちょ銀行は、「通帳記号、通帳番号(右詰め)」を、通帳を確認しながら、正しく記入してください。

**2.**  
②番の用紙に記入してください。

**3.**  
預金者名(フリガナ)を記入し、1枚目、2枚目に金融機関届出印を捺印してください。  
※印が、金融機関届出印であることを、確認してください。

なお、ゆうちょ銀行以外の金融機関を選択される場合は、1枚目に捨印も押印してください。

**4.**  
学生本人の「氏名(フリガナ)、学部・研究科名、連絡のとりやすい住所・電話番号」をそれぞれ記入してください。  
学籍番号の欄には、受験番号を記入してください。

委託者番号	3	2	2	1	7
委託者名	公立大学法人名古屋国立大学				科金の種別
住所	(〒 - ) (TEL. - )				授業料等
フリガナ					学部・研究科名
氏名					学籍番号

(お断り)

1. この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書が三菱UFJファクター株式会社(収納代行会社)から送付され、記載内容に不備がありましたら、不届出対象外に印をつけて右記へご返却ください。
2. この預金口座振替依頼書を預金者が直接銀行(除ゆうちょ銀行)へ持参した場合は、預金口座振替申込書(2枚目)に捺印を押印の上、預金口座振替申込書以下を預金者にご返却ください。
3. ゆうちょ銀行から直接三菱UFJファクター(株)の口座への払込は出来ません。

(お客様へ金融機関) ※ゆうちょ銀行の場合(お客様へ大学(委託者)→三菱UFJファクター→ゆうちょ銀行)

1/3

**5.**  
(三菱UFJ銀行及びゆうちょ銀行以外を選択された場合)  
選択された金融機関窓口にて、口座番号確認印を受け、1/3は銀行へそのまま提出、2/3は大学へ提出し、3/3は控えとして保管してください。

(ゆうちょ銀行を選択された場合)  
ゆうちょ銀行の窓口へは行かず、1/3、2/3及び通帳等の口座番号が分かるものの写しを大学へ提出し、3/3は控えとして保管してください。

本学では、学生及び保証人のみなさまが提出した書類や修学上で知り得た情報等について、名古屋市個人情報保護条例(令和4年名古屋市条例第56号)及び名古屋市情報あんしん条例(平成16年3月31日名古屋市条例第41号)の規定を遵守し、学生の個人情報の保護に努めております。個人情報の取得、管理、利用、提供について技術的、組織的な対策を講じるとともに、教職員に対する教育・啓発に努め、学生の個人情報の適正な利用と保護を行っています。

## 1. 取得する個人情報の内容と利用目的について

<個人情報の内容>

### ・学籍記載情報

学生本人の氏名・住所・電話番号・性別・生年月日・国籍・在留資格・在留期間の満了日・学籍番号、保証人の氏名・住所・電話番号・学生との続柄 など

### ・修学に関する情報

履修・成績情報、進級・卒業判定情報、留学情報、入試情報 など

### ・授業料納付に関する情報

保証人の氏名・住所・電話番号・学生との続柄、授業料の引落とし口座情報 など

### ・授業料減免に関する情報

家族状況、家計の経済状況、国籍、在留資格 など

### ・奨学金に関する情報

奨学生番号、貸与又は給付金額、家族状況、家計の経済状況、国籍、在留資格、振込口座情報、保証人の氏名・住所・電話番号・学生との続柄 など

### ・健康管理に関する情報

健康状態、検査結果 など

### ・就職活動・就職内定に関する情報

### ・学内施設・設備利用手続き等に関する情報

### ・その他の情報

学生本人のメールアドレス、パスワード等学内認証記号、振込口座情報 など

<個人情報の利用目的>

教務関係業務：本人確認、本人への通知・連絡、掲示、保証人への連絡、学生証、各種証明書、学位記の発行、履修登録、授業・試験、成績処理、進級・卒業処理、国際交流、留学に関する業務 など

修学支援業務：授業料徴収に関する業務、授業料減免に関する業務、各種奨学金に関する業務、各種給付に関する業務、災害賠償等の保険に関する業務 など

就職支援業務：求職登録、就職指導に関する業務、インターンシップに関する業務 など

健康管理業務：健康診断、学生相談、日常的な健康管理に関する業務など

学内施設利用：図書の出借、学内情報ネットワーク、学内施設・設備の利用 など

その他：統計調査及び分析(※)、各種証明書の発行、各種連絡・通知、物品等の貸与、課外活動、災害時の安否確認 など (※)については別紙内容も併せてご確認ください。

## 2. 個人情報の第三者提供に関する同意について

本学では、上記の目的を達成するためにみなさんの同意を得た上で、大学関係団体等に必要最小限の個人情報を提供いたします。

### ① 学生の保証人への提供

本学では、学生の成績、履修状況及び学籍異動等について、保証人にお知らせする場合があります。

### ② 独立行政法人日本学生支援機構等、奨学金支給団体への提供

奨学金申請、継続申請及び返還等の奨学金関係業務のために、氏名、学籍番号、学部・学科等・年次、経済状況並びに成績状況等を提供します。

### ③ 本学が契約する委託業者等への提供

本学では、定期健康診断の一部や学位記作成を本学が契約する業者等に委託しており、受診者の特定、健康診断データの受領をはじめとする健康診断関連業務や学位記作成業務のため、学生の氏名、学籍番号等を提供します。

### ④ 名古屋市立大学後援会への提供 ※学部生のみ

広報誌「創新」や総会のご案内等を送付するため、後援会に入会された学生の氏名・学部・学科、保証人の氏名・住所・電話番号・学生との続柄を提供します。後援会の趣旨、支援事業等は入学手続関係書類に在中の「後援会入会のご案内」にてご確認ください。

### ⑤ 名古屋市立大学交流会への提供 ※学部生のみ

広報誌、イベント情報等のご案内するため、交流会に入会された学生の氏名・住所・電話番号・メールアドレス・学部・学科を提供します。交流会の趣旨、活動内容等は入学手続関係書類に在中の「名古屋市立大学交流会ご入会について」にてご確認ください。

## 3. 個人情報の開示・訂正・利用停止請求手続きについて

本学が保有する個人情報に関して、本人からの開示・訂正・利用停止等の請求があった場合は、「名古屋市個人情報保護条例」及び「名古屋市情報あんしん条例」に基づき対応いたします。

学生の個人情報に関する問い合わせ窓口

主な個人情報の内容	問い合わせ窓口
履修、成績、進級・卒業判定などの教務に関する情報	各学部・研究科事務室 教務企画室(教養教育)
学生本人、保証人の連絡先に関する情報	各学部・研究科事務室
奨学金、授業料減免、課外活動、健康管理、就職支援に関する情報	学生課学生支援係
授業料の納付に関する情報	財務課経理係
図書館の利用に関する情報	学術情報室(図書館部門)
情報ネットワークに関する情報	学術情報室 (情報システム部門)
その他(個人情報全般)	総務課庶務係

本学では、教学 I Rの一環として、皆さんが提出した書類や修学上で知り得た情報等を用いて、統計調査や分析を行っています。

I Rは、「大学全体の調査」を指すものとされていましたが、今日の大学では、教学 I Rとして、各種情報を個々の学修成果として把握し、可視化（見える化）することが求められるようになりました。教学 I Rの取組みにより、各種情報（データ）を意味のある情報に変換することで教育改善をし、学生の皆さんの指導等にも役立てることができます。

「統計調査及び分析」を含む教学 I Rのために用いる個人情報については、以下のとおりです。

#### ○利用する個人情報の内容について

- ・学籍情報：学籍番号、性別、学生区分（学部、大学院）、所属区分（学部・学科、研究科・専攻）  
学籍状態、入学・卒業・退学年月日 等
- ・履修情報：履修登録科目名、履修年度・学期等
- ・成績情報：授業科目の成績評価・修得単位、授業科目の成績取得年度・学期、G P A（年度毎、累積）等
- ・入試情報：入学試験区分・科目、入学試験得点・順位、大学共通試験（センター試験）科目・結果等
- ・各種調査情報：授業アンケート、大学満足度調査等

#### ○個人情報の利用目的について

統計調査や分析による学修成果の測定・把握による教育改善及び修学指導

#### ○結果の利用及び公表方法について

- ・個人情報が特定できない形で数値化等の加工をしたうえで公表します。
- ・学生本人には、個人情報を含む分析結果を返却する場合があります。

#### ○個人情報の第三者提供について

統計調査及び分析において取得した個人情報は、本人の同意を得ることなく上記の目的以外で第三者に提供することはありません（上記の目的のとおり、修学指導の一環として、指導教員等に結果を提供することはありません）。なお、上記の目的を達成するため、統計調査及び分析に関する業務の全部又は一部を外部委託することがありますが、委託に際しては、個人情報の適切な取扱いに関する契約を締結したうえで、適切な管理を義務付けています。

#### ○個人情報の開示・訂正・利用停止請求手続きについて

本学が保有する個人情報に関して、本人からの開示・訂正・利用停止等の請求があった場合は、「名古屋市個人情報保護条例」及び「名古屋市情報あんしん条例」に基づき対応します。

なお、大学全体としての個人情報の取扱いについては「名古屋市立大学における学生に係る個人情報の取扱いについて」として、入学手続き書類の中において誓約書・同意書も含めてご案内をしていますので併せてご確認ください。

本件に関する問い合わせ先  
教務企画室(連絡先 052-872-5066)

# 誓約書・同意書

名古屋市立大学長 様

私は、入学に際し、以下の事項について、誓約するとともに、同意します。

## 【誓約内容】

◇学則（学則及び大学院学則をいう。以下同じ。）その他諸規程を遵守し、学生の本分を全うします。

## 【同意事項】

◇「名古屋市立大学における学生に係る個人情報の取扱いについて」に記載されている個人情報の内容と利用目的などを理解し、個人情報の取扱いに同意します。

年 月 日

(入学者)

学部・研究科名

学部

学科

研究科

専攻

氏名（自署）

私は、上記学生が名古屋市立大学在学中は、以下の保証人の役割を担うことに同意します。

## 【保証人の役割】

◇上記学生に、学則その他諸規程を遵守させ、学生の本分を全うさせます。

◇上記学生が身分異動（休学、復学、退学等）の願出をする際に所定の書類に連署します。

◇名古屋市立大学から上記学生に連絡がつかない場合、上記学生に代わり名古屋市立大学からの連絡を受け取り、対応します。

◇上記学生の授業料債務に関し、保証の責を負います（極度額 535,800 円(年間授業料相当額) ※在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定後の年間授業料相当額）。

◇保証人を変更する場合または保証人の住所等に変更があった場合は、上記学生を通じて、所定の手続きにより速やかに名古屋市立大学に届け出ます。

◇「名古屋市立大学における学生に係る個人情報の取扱いについて」に記載されている個人情報の内容と利用目的などを理解し、個人情報の取扱いに同意します。

年 月 日

(保証人)

現住所

電話番号

学生との続柄等

保証人氏名（自署）

## 注意事項

- ※1 「名古屋市立大学における学生に係る個人情報の取扱いについて」に関する同意を除いては、学生の身分を取得した日をもって効力が生じるものとします。
- ※2 保証人となる方は、原則として独立の生計を営む成年者とします。
- ※3 本書は本人・保証人ともに必ずそれぞれ自筆で記入してください。
- ※4 学則は本学 Web サイトでご覧になることができます。



【在留カードをお持ちの方または取得予定の方は提出して下さい】

Please submit if you have or plan to have a Residence Card.

名古屋市立大学  
Nagoya City University

## 日本国籍以外の方の在留資格について Visa Status

記入日: 年 月 日  
Date: year month day

受験番号 Examinee's Number	所属 School	学部 school / faculty	学科 department
フリガナ Name in Katakana	姓 (Last Name)	研究科 graduate school	修士 / 博士 master / doctoral
アルファベット Name in Alphabets	姓 (Last Name)	名 (First Name)	ミドルネーム (Middle Name)
漢字 Name in Japanese Kanji	姓 (Last Name)	名 (First Name)	

※住民票又は在留カード(未発行の方はパスポート)と同じ表記の氏名を記入してください。

Please write your name written on "Residence card" or "Certificate of Residence". If you haven't had them yet, please write name written on the passport.

◆該当する番号に○をつけてください。

Please circle the number that fits your situation

(1)入学前の在籍学校 The educational institution before entering NCU	1 日本に所在する日本語学校 Japanese Language School in Japan 2 日本に所在する高等学校 High school in Japan 3 日本に所在する大学(大学院を含む。) University in Japan 4 海外に所在する大学(大学院を含む。) University overseas 5 海外に所在する上記のいずれにも属さない教育機関(インターナショナルスクールを含む。) Other educational institution overseas (including International school)
(2)現在の在留資格 Visa Status	0 特別永住者 Special Permanent Resident    1 永住者 Permanent Resident    2 定住者 Long-Term Resident    3 留学 Student 4 短期滞在 Temporary Visitor    5 文化活動 Cultural Activities    6 特定活動 Designated Activities    7 家族滞在 Dependent 8 技術・人文知識・国際業務 Engineer/Specialist in Humanities/International Services    9 日本人の配偶者等 Spouse or Child of Japanese National
(3)受給予定の奨学金 Scholarships to be received	1 日本政府からの奨学金(国費留学生奨学金)または学習奨励費 MEXT Scholarship or JASSO scholarship 2 母国の政府もしくは機関からの奨学金 Scholarship from the government or institution of your home country 3 その他の奨学金(奨学金の名称: ) 4 現在受給していない(申請予定を含む) No scholarship } (月額: ) 円 Monthly amount

3 在留カードのコピー(両面)を提出(本紙下欄に糊付け)してください。

※在留カードがまだない場合は、パスポートの写しを提出(本紙下欄に糊付け)し、在留カードの写しは後日提出してください。

Please stick the copy of your residence card below and submit the form to the International Exchange Center.

おもて面の写し貼付

Paste the front side of the card with your photo here.

うら面の写し貼付

Paste the other side with your new address here.

# 氏名表記変更届

- ・入学許可書に記された氏名表記から変更がある場合、提出してください。  
※ 改姓した場合、漢字の表記が異なる場合（高→高）など
- ・提出がない場合は、入学許可書に記載されている表記のとおり、学生証や卒業証明書等に反映されます。
- ・学生証は身分証明になるため、住民票、在留カード、パスポートの表記に合わせてください。
- ・入学手続き日以降の変更については、別途下記連絡先に問い合わせてください。

学部/研究科名	
学科/課程名	
受験番号	

入学許可書の氏名表記	
パスポートの氏名表記※1 (アルファベットで記入)	
在留カードの氏名表記※1	
住民票の氏名表記※2	
変更内容 20字程度 大きく正確に記入する 苗字名前間は空白を入れる	
フリガナ 20字以内 濁点、半濁点含む	

- ※1 外国籍の方のみいずれかを記入してください。  
※2 海外在住者は記入不要です。

電話番号(国内)	
メールアドレス	

改姓する方へ（日本国籍の方のみ）

戸籍抄本を添付して提出ください。

## 高等教育の修学支援新制度（入学料・授業料減免＋給付奨学金）について

『大学による入学料減免・授業料減免』と『日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）による返還が不要な給付奨学金』がセットになった制度です。本学も対象大学です。制度についてはJASSO ウェブサイトを参照してください。



本制度の適用を希望される方は、下記の通り、該当する内容の手続を行ってください。

### 1 高等学校等で JASSO 給付奨学金の予約採用において、採用候補者となっている方へ

本学への入学を保証できる（必ず本学に入学する）

いいえ ①

はい ②

①入学後に入学料減免を実施します。入学料については正規の入学料の金額を諸団体納付金と合わせて納入（振込）してください。入学後に入学料減免額の還付等を実施しますので、奨学金問合せ先へご連絡ください。

②(1) 入学手続き時に入学料減免を実施しますので、入学料については下表の減免後の入学料の金額を諸団体納付金と合わせて納入（振込）してください。


支援区分	正規の入学料の金額	減免後の入学料の金額		
		第Ⅰ区分 (満額の支援)	第Ⅱ区分 (満額の2/3支援)	第Ⅲ区分 (満額の1/3支援)
名古屋市住民等	232,000円	0円	77,300円	154,600円
その他の者	332,000円	0円	110,600円	221,300円

(2) 入学手続き時に次のア、イの書類を提出してください。

ア 「大学等における修学の支援に関する法律による入学料・授業料減免の対象者の認定に関する申請書」※裏面が空欄でも、表面・裏面の両方を提出してください。

イ JASSO から発送される「採用候補者決定通知」（原本）  
※裏面の記入欄は、必要事項を全て記入してください（未定の箇所は空欄で可）。  
「自宅外通学」を選択する場合に必要な書類の提出方法や期限等の詳細は、2月下旬以降に本学ウェブサイトにてご案内します。

ホーム>教育・学生生活>学費・奨学金等>日本学生支援機構奨学金



(3) 上記の手続により、入学手続き時に入学料減免を受けたが、その後に入学を辞退することになった場合は、本学で入学料減免は受けられませんので、速やかに入学料減免を受けた金額（正規の入学料と減免後の入学料との差額）を納付してください。

### 2 高等学校等で JASSO 給付奨学金の予約採用の手続をしていないが、本制度を希望する方へ

入学料については正規の入学料の金額を諸団体納付金と合わせて納入（振込）してください。入学後に本制度への申請手続（在学採用の手続）をしていただき、本制度への採用が決定した後に、入学料の減免額を還付します。本学での 申請方法等については、3月下旬頃に本学ウェブサイトにてご案内します。

ホーム>教育・学生生活>学費・奨学金等>修学支援制度(減免及び給付型奨学金)



### 3 編入学の方、本制度を利用中または過去に利用したことがある方、家計が急変した方へ

個別に必要な手続を案内しますので、奨学金問合せ先へご連絡ください。ただし、本制度の利用状況によっては、本学入学後は利用できない場合があります。

### 4 その他の経済的支援制度について

日本学生支援機構の貸与奨学金など、他の経済的支援制度については、別紙「経済的支援制度についてのご案内」をご確認ください。

【入学料減免の問合せ先】  
学生課・入試係(桜山キャンパス)  
TEL:052-853-8020 FAX:052-841-7428  
E-mail: shingaku@adm.nagoya-cu.ac.jp

【授業料減免・奨学金の問合せ先】  
学生課・学生支援係(滝子キャンパス)  
TEL:052-872-5042 FAX:052-872-5044  
E-mail: scholarship@sec.nagoya-cu.ac.jp

**大学等における修学の支援に関する法律による  
入学料・授業料減免の対象者の認定に関する申請書(入学前予約採用者用)**

名古屋市立大学長 殿

私は、名古屋市立大学に対し、大学等における修学の支援に関する法律(以下「大学修学支援法」という。)による入学料・授業料減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、名古屋市立大学から入学料・授業料減免を受けた金額の支払を求められることを承知しております。
- ◆ 入学手続後に入学を辞退する場合は、名古屋市立大学から入学料減免を受けた金額の支払を求められることを承知しております。
- ◆ 入学料・授業料減免の対象者の認定手続において、独立行政法人日本学生支援機構(以下「日本学生支援機構」という。)を通じ、名古屋市立大学が日本学生支援機構の保有する私の給付奨学金の情報の送付を受けること、及び日本学生支援機構が名古屋市立大学の保有する私の授業料減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 入学時現在、他の学校において、大学修学支援法による入学料・授業料減免を受けておらず、当該入学料・授業料減免の対象者の認定申請中でもありません。

※ 入学料減免については、過去に大学修学支援法による入学料減免を受けたことがない場合に限り適用されます。

申請者	申請日	年	月	日
学部・学科	学年	受験番号		
ふりがな	学籍番号			
氏名 (自署)	入学年月		(西暦) 年 月	
生年月日	(西暦) 年 月 日	年齢	歳	
現住所	〒			
連絡先	(電話)	(メールアドレス)		
過去に大学修学支援法による支援を受けた学校名・期間(該当者のみ)	(学校名) (期間)	年 月	～	年 月 (月数) 月
過去に大学修学支援法による入学料減免を受けましたことがありますか？(いずれかの□にレ印を付してください。)	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない			
<b>日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報</b>				
<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った	給付奨学金の申込の受付番号(採用候補者となっていれば受付番号) ※日本学生支援機構から送付された採用候補者決定通知を添付してください。(未定の箇所は空欄)			

(注1) 上記のすべての項目を**申請者本人**が記入してください。なお、申請書を入学前に提出する場合は学籍番号を空欄、入学後に提出する場合は受験番号を空欄としてください。

(注2) 裏面の「申請書作成にあたっての注意事項」を必ず確認してください。

大学記入欄	入学料区分	名古屋市内 ・ その他
-------	-------	-------------

## 【申請書作成にあたっての注意事項】

- (1) 大学修学支援法による修学支援は、入学料・授業料減免と給付奨学金により行うこととされています。このため、あらかじめ高等学校等において**日本学生支援機構給付奨学金の申込み手続き**を行っておいください。給付奨学金の申込がない場合、授業料減免の認定が遅れる等の原因になります。
- 名古屋市立大学に編入学又は転学した学生であって、編入学又は転学する前に在学していた学校(大学、短大、高専、専門学校)が2つ以上ある場合は、以下の「編入学・転学の履歴」も記入してください。
- なお、**給付奨学金と入学料・授業料減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった(給付奨学生として採用されなかった)場合は、同じ期間、入学料・授業料減免の支援についても受けることができません。**
- (2) 過去に、大学修学支援法による授業料減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- (3) 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。
- (4) 「日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知を必ず添付してください。(未定の箇所は空欄)
- (5) 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、入学料・授業料減免の認定及び名古屋市立大学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の入学料・授業料減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- (6) 入学料・授業料減免に関する入学後の連絡は、「学務情報システム」に登録された電話・メールに行います。入学後、必ず登録し、受電・受信できるようにしてください。

**編入学・転学の履歴**

本校に編入学又は転学する前に在学していた学校(大学、短大、高専、専門学校)が**2つ以上ある場合は**、以下の欄にも記入してください。

○編入学・転学とは、ある学校から別の学校の2年次以上に入学する場合をいいます。

※ 例えば、ある大学の1年次を修了した後、別の大学の2年次に入学する場合はこれに該当します。(ただし、ある大学の1年次を修了した後、1年以上を経過して、別の大学の2年次に入学した場合は、含まれません。)

※ 別の学校の1年次に再入学するものは含みません。

学 校 名	入 学 年 月	在籍していた最終年月
はじめて入学した学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
2つ目の学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
3つ目の学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
4つ目の学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月
5つ目の学校	(西暦) 年 月	(西暦) 年 月

※ 「学校」は、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校を指します。

## 風水害等による入学料の減免について

入学前1年以内の風水害等により、入学する者又は学資負担者の住家に被害を受け、入学料の納付が著しく困難である方は、入学料の全額又は2分の1の額が免除される場合があります。

- ・該当すると思われる方は、**事前に**学生課入試係まで直接又は電話等でお申し出いただき、申請書類を入手してください。
- ・被災した住家のある市町村役場で災証明書の発行を受け、入学手続き時に申請書類とともに提出してください（災証明書はコピー可）。  
**※ 入学手続き時に災証明書が間に合わない場合は、事前にその旨をご連絡ください。**
- ・諸団体納付金を本学所定の振込依頼書により納付し、入学時納付金納付証明書（B票）を入学手続き時に提出してください。  
**※ 入学料は振込まないでください。**

本学で、申請書類等を審査し、入学料の減免結果が確定次第本人あてご連絡いたします。

**※審査の結果、減免が認められないこともございます。予めご了承ください。**

### 【問合せ先】

名古屋市立大学学生課入試係

T E L 052-853-8020





F A X 052-841-7428

E-mail shingaku@adm.nagoya-cu.ac.jp

# 経済的支援制度についてのご案内



本学でご案内している制度は、以下の通りです。いずれも手続期限がありますので、本学ウェブサイトにて確認してください。

## 1 授業料減免及び各種奨学金等（留学生以外）

	制度		概要・手続方法	基準・ウェブサイト参照
(1)	授業料等 減免	高等教育 修学支援 制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校等で事前に申込手続（予約採用）をしている方は、別紙「高等教育の修学支援新制度（入学料・授業料の減免+給付奨学金）」を参照してください。</li> <li>大学入学後に申込手続をする方法（在学採用）もあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学業基準、</li> <li>②家計（収入・資産）基準、</li> <li>③入学時期等の要件、</li> <li>④在留資格等の要件</li> </ul> をすべて満たす者 
(2)	日本学生 支援機構 奨学金	給付奨学金	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆手続方法（本学ウェブサイト） ホーム&gt; 教育・学生生活 &gt; 学費・奨学金等 &gt; 修学支援制度（減免及び給付型奨学金）</li> </ul>	
(3)	日本学生 支援機構 奨学金	貸与奨学金	<ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校等で事前に申込手続をする「予約採用」と、大学入学後に申込手続をする「在学採用」があります。</li> <li>予約採用の方も、入学後に所定の手続が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学力基準、②家計基準、</li> <li>③その他要件</li> </ul> をすべて満たす者 
(4)	名市大生 スタート支 援奨学金	一時金 (給付)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆手続方法（本学ウェブサイト） ホーム&gt; 教育・学生生活 &gt; 学費・奨学金等 &gt; 名市大生スタート支援奨学金</li> </ul>	両親等（生計維持者）の住 民税所得割額が非課税の 世帯に属する者 
(5)	その他 奨学金	貸与・ 給付等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆手続方法（本学ウェブサイト） ホーム&gt; 教育・学生生活 &gt; 学費・奨学金等 &gt; 各種奨学金</li> </ul>	団体・法人等の募集要項 によります 

<注意> 被災、失職、死亡等により、家計が急変した場合は、授業料減免や日本学生支援機構奨学金の支援を受けられる場合があります。個別に問合せ先（学生課学生支援係）までご相談ください。

## 2 授業料減免及び各種奨学金等（留学生対象）

	制度		概要・手続方法	基準・ウェブサイト参照
(1)	授業料減免		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆手続方法（本学ウェブサイト） ホーム&gt; 教育・学生生活 &gt; 学費・奨学金等 &gt; 授業料の減免 &gt; 授業料減免(留学生)</li> </ul>	経済基準・成績基準を 満たす者 
(2)	その他 奨学金	給付等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆手続方法（本学ウェブサイト） ホーム&gt; 国際交流・留学 &gt; 留学生の方へ &gt; 奨学金情報(外国人留学生向け)</li> </ul>	団体・法人等の募集要 項によります 

## 3 問合せ先

<留学生以外>  
 学生課学生支援係  
 TEL:052-872-5042  
 E-mail:scholarship@sec.nagoya-cu.ac.jp

<留学生>  
 国際交流センター  
 TEL:052-872-5163  
 E-mail:ryugaku@sec.nagoya-cu.ac.jp

<共通>

場所:滝子キャンパス 3号館1階

窓口対応時間:平日8時45分~17時15分(土日祝日及び12月29日~1月3日はお休みです)

# 障害のある学生のみなさんへの 入学後の修学支援について

名古屋市立大学では、だれもが利用しやすい大学を目指し、障害のある学生のみなさんの修学支援や学内における物理的バリアの除去、学内施設のユニバーサルデザイン化を進めているところです。

平成28年4月1日には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い、「公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を制定し、全学的な体制で障害のある学生のみなさんへの支援を行っています。

入学後に修学の支援が必要な場合は、「障害等を理由とする修学支援申請及び情報提供に関する取扱い同意書(本学ウェブサイトに掲載)」に必要事項を記入し、症状が分かるような様式(医師の診断書、障害者手帳等)を添えて学生課学生支援係へご提出ください。

また、障害の有無にかかわらず、疾病やアレルギー等で心配なことがありましたら、下記問合せ先まで、お気軽にご連絡ください。

保健管理センターでは、カウンセラーによるよろず相談や医師によるこころやからだの健康相談、看護師による相談も行っていますので、あわせてご利用ください。

## 参考ページ(本学ウェブサイト)

ホーム > 教育・学生生活 > 心と体の健康 > 障害学生支援

<https://www.nagoya-cu.ac.jp/education/healthcare/support/>

### 【問合せ先】

・学生課学生支援係(滝子(山の畑)キャンパス3号館1階)

TEL:052-872-5042

E-mail:studentservice@sec.nagoya-cu.ac.jp

・保健管理センター(滝子(山の畑)キャンパス2号館1階)

TEL:052-872-5881

E-mail:hoken@sec.nagoya-cu.ac.jp



# 通学定期券の購入について

通学定期券は、原則として自宅と大学との最寄り駅（停留所）間のみについて発行されます。ただし、名古屋市交通局の市バス・地下鉄を利用する場合は、乗車区間の制限はありません。

名古屋市交通局の定期券は「**マナカ機能付学生証**」を定期券発行窓口で提示することで購入できます。また、名古屋市交通局以外の鉄道やバスの定期券を購入する場合は、大学で発行する「**通学定期乗車券発行控**」（通学証明書と同じ役割をするもの）も必要です。「マナカ機能付学生証」「通学定期乗車券発行控」は、入学後（学部別ガイダンス等）でお渡しする予定です。詳細については各鉄道・バス会社へ問い合わせてください。

## 通学定期券の購入可能範囲及び必要書類

鉄道・バス事業者	駅・停留所の制限	マナカ付学生証	通学定期乗車券発行控
市バス・地下鉄	なし ※ 利用したい乗車区間を自由に選択できます	○必要	×不要
市バス・地下鉄と名鉄及びJRとの連絡定期乗車券	自宅の最寄り駅から大学の最寄り駅まで	○必要	○必要
名鉄、JR、近鉄、その他鉄道及びバス	自宅の最寄り駅から大学の最寄り駅まで	○必要	○必要

## 各キャンパスの最寄りの地下鉄駅及びバス停

キャンパス名	学部・研究科等	最寄りの地下鉄駅	最寄りのバス停
滝子(山の畑)	全学部、経済・人文・理	桜山	滝子
桜山(川澄)	医・看護	桜山	市立大学病院
田辺通	薬	瑞穂区役所、瑞穂運動場東、総合リハビリセンター	市大薬学部
北千種	芸術工	池下、砂田橋、コヤトーム前矢田	萱場、清明山

## 入学前に通学定期券を購入する場合

入学前に購入できる定期券は、**名古屋市交通局(地下鉄・市バス)のみ**です。

購入済の通学定期券を、あとから「マナカ機能付学生証」にのせかえることはできませんので注意してください。

- (1) 購入できる定期券・・・4月1日から4月14日の間に  
通用開始となる定期券
- (2) 購入できる期間・・・3月15日～
- (3) 購入時に必要な書類

- ア 本学発行の入学許可書
- イ 定期券購入申込書(発売窓口にあります)

※学生定期券は、交通局サービスセンター（名古屋、金山、栄の各駅）及び地下鉄駅駅長室（上小田井、上飯田の駅を除く）で購入することができます。

※詳しい内容については名古屋市交通局へお問い合わせください。

## おトクな耳よい話

～名古屋市交通局の市バス・地下鉄定期券ver～

**Point①** 1ヶ月定期券より6ヶ月定期券の方が**10%割安!**

**Point②** 地下鉄定期券は「一筆書き(※)」で描ける経路で**乗換えが3回以内なら、好きな経路が選べる!**

※ 経路の交差、駅の重複などは発売出来ない等一部制限があります。



詳しくは、パンフレット「**名市大キャンパスを飛び出そう**」をご覧ください。

名市大キャンパスを飛び出そう!パンフレット

パソコン・携帯・スマートフォンからダウンロード!



<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000120352.html>

名古屋市立大学 新入生向けリーフレット

検索



名古屋市交通企画課 Tel 052-972-2724

# マナカ機能付学生証について

名古屋市立大学の学生証にはICカード乗車券(マナカ)機能がついています。そのため、乗車券・電子マネー、通学定期券として利用することが可能です。

## 乗車券・電子マネーとして利用する

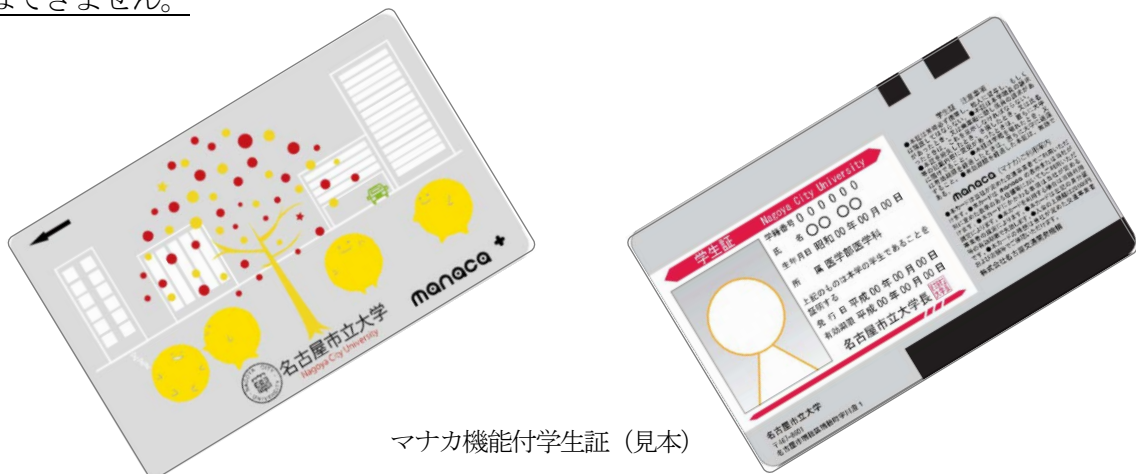
通常のマナカ乗車券として使用するためにはマナカ取扱駅などに設置してあるチャージ機などでチャージしてご利用ください。

## 通学定期券をのせる

マナカ機能付学生証に通学定期券をのせて使用する場合は、駅長室で定期券購入の申し出をしてください。

**すでに通常マナカで購入した通学定期券を、「マナカ機能付学生証」にのせかえることはできません。**(通学定期券の有効期間を使い切ってから、新規で「マナカ機能付学生証」を出して定期券を購入することになります。) **通学定期券として使用することを考えている方は、学生証を受け取った後に通学定期券の購入をするようお願いします。**

名古屋市交通局と名古屋鉄道、名古屋市交通局とJR東海などとの連絡定期券も、マナカ機能付学生証にのせることが可能です。その場合は、名古屋市交通局の定期券発行窓口でマナカ機能付学生証を出して定期券を購入してください。なお、JR東海の窓口ではこの手続きはできません。



マナカ機能付学生証 (見本)

**マナカ機能付学生証と通常のマナカやトイカなどのICカード乗車券を同じ定期入れに入れると、駅の自動改札機や各種カード読み取り機が誤作動することがあります。**

※マナカ機能付学生証のマナカ機能にかかる取扱いについては株式会社名古屋交通開発機構が定めるマナカ取扱規則、マナカマイレージポイント取扱規則、マナカ電子マネー取扱規則及び一体型マナカ利用特約によります。

マナカ機能に関する問い合わせ先 電話 052-875-9911

受付時間 9時～17時(土曜日曜祝日を除く)  
株式会社名古屋交通開発機構 ICシステム部

※なお、デポジット代金は徴収していませんので、学生証返還(卒業・退学時)の際に返金はありません。

名古屋市立大学学生課学生支援係  
電話：052-872-5042

# 留学ビザを必要とする方へ

## ◆新しく日本に来る方

→本学が代理で在留資格認定証明書の交付申請をしますので、下記を提出してください。

提出物 (◎=全員、○=必要な場合のみ)	提出先
◎「在留資格認定証明書交付申請書」P (「留学」) (申請人等作成用1～3) の Excel データ ・法務省のウェブサイト ( <a href="http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1-1.html">http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1-1.html</a> ) よりダウンロードしてください。書き方の詳細は出入国在留管理局や法務省のウェブサイトを参照してください。	<b>メール</b>  shingaku@adm.nagoya-cu.ac.jp  ※送付の際は、メールの件名を「COE 交付申請書類 (合格された研究科名・課程名 氏名)」としてください。
◎本人顔写真のデータ ・サイズ: 50 キロバイト以下、形式: jpg または jpeg	
◎パスポート (写) の PDF データ ・入学日から有効期限が3か月以上あるパスポートをスキャンしたもの。	
◎入学許可書 (写) の PDF データ ・本学が合格通知時に発行した、入学許可書をスキャンしたもの。	
○研究計画書 (写) の PDF データ (研究生に合格された方のみ) ・申請人本人が本学へ出願する際に提出した研究計画書をスキャンしたもの。	

本学において名古屋出入国在留管理局へ「在留資格認定証明書」の交付申請を行います。「在留資格認定証明書」は電子メール形式で交付されますので、本学にて受領登録を行った後、上記の提出物を送付いただいた際の送信元メールアドレスへ転送します。

「在留資格認定証明書」  
(電子メール形式) が  
届いたら…

### 「留学ビザ」の申請

「在留資格認定証明書」等の必要書類をご自身で日本の在外公館 (大使館・領事館等) に持参し、「留学ビザ」の発給手続きをしてください。(必要書類は在外公館に確認してください)

「留学ビザ」が取得できたら、日本へ入国してください。

<在留資格認定証明書の交付申請を名古屋市立大学に依頼しない場合>

出入国在留管理局より発行された在留資格認定証明書をスキャンし、メールで学生課入試係 (shingaku@adm.nagoya-cu.ac.jp) あて送付してください。

## ◆ 日本に滞在中の方

既にビザをお持ちの場合、在留資格の種類によって必要な書類が異なります。

### (1) 在留カードの在留資格が「留学」の場合

活動機関（日本語学校等）の消滅、活動機関からの離脱・移籍があったときには、その事由が生じた日から14日以内に必要事項を出入国在留管理局に届け出る必要があります。

#### ① 在留期限が入学日から3ヶ月以内に切れる方

→入学手続き後、下記の提出が確認できたら、（在留期限の3ヶ月前頃から順次）本学から「所属機関等作成用1・所属機関等作成用2」のPDFデータを入学願書の受信場所に記載されたメールアドレスあて送付しますので、PDFデータをご自身で印刷\*してください。印刷の際はA4サイズの白紙に出力してください。

※ご自身で印刷できない場合は、返信用封筒を提出していただければ、本学から本人または代理人へ郵送します。

提出物（◎=全員、○=必要な場合のみ）	提出先
◎「在留期間更新の申請を希望するため、必要書類の作成を依頼します。」と記載した任意の用紙	郵送 〒467-8601 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1 名古屋市立大学 学生課入試係 ※他の入学手続書類とあわせて郵送していただいてもかまいません
○返信用封筒 ・サイズ：長型3号：横 120mm 縦 235mm ・本人の住所・氏名を記入し、414 円分の切手を貼り付けてください。	

「所属機関等作成用1」と  
「所属機関等作成用2」が  
印刷できたら/届いたら…

入学前に下記等を、住所地を管轄する出入国在留管理局に提出してください。

必要書類は法務省のウェブサイトに記載されていますので、ご自身で事前に必ず確認してください。不明な点があれば出入国在留管理局へ直接お問い合わせください。

提出物（出入国在留管理局へ）
◎「在留期間更新許可申請書」P（「留学」）（申請人等作成用1～3）を記入し、本人の写真（事前に裏面へ氏名を記入）を申請人等作成用1に貼付したもの
◎「所属機関等作成用1・所属機関等作成用2」（本学が発行）
◎入学日から有効期限が3か月以上あるパスポート及び在留カード
◎入学許可書（本学が合格通知時に発行）のコピー
◎以前の活動機関の卒業証明書・成績証明書・出席証明書
◎手数料（4,000 円）

#### ② 在留期限が入学日から3ヶ月以降に切れる方

入学日以降、国際推進課で必要な書類を発行します。直接ご連絡ください。

<連絡先>

名古屋市立大学 国際推進課

〒467-8501 名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑 1

TEL 052-872-5163 MAIL [ryugaku@sec.nagoya-cu.ac.jp](mailto:ryugaku@sec.nagoya-cu.ac.jp)

(2) 在留カードの在留資格が「短期滞在」の場合

(3) 在留カードの在留資格が「留学」「短期滞在」以外の場合で、資格を「留学」に変更する場合

→入学手続き後、下記の提出が確認できたら、(在留期限の3ヶ月前頃から順次) 本学から「所属機関等作成用1・所属機関等作成用2」のPDFデータを入学願書の受信場所に記載されたメールアドレスあて送付しますので、PDFデータをご自身で印刷<sup>\*</sup>してください。印刷の際はA4サイズの白紙に出力してください。

※ご自身で印刷できない場合は、返信用封筒を提出していただければ、本学から本人または代理人へ郵送します。

提出物 (◎=全員、○=必要な場合のみ)	提出先
◎「在留資格変更 (在留カードの在留資格が「短期滞在」の場合は在留資格認定証明書交付) の申請を希望するため、必要書類の作成を依頼します。」と記載した任意の用紙	<b>郵送</b> 〒467-8601 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1 名古屋市立大学 学生課入試係 <small>※他の入学手続き書類とあわせて郵送していただいてか まいません</small>
○返信用封筒 ・サイズ: 長型3号: 横 120mm 縦 235mm ・本人の住所・氏名を記入し、414 円分の切手を貼り付けてください。	

「所属機関等作成用1」と  
「所属機関等作成用2」が  
印刷できたら/届いたら...

入学前に下記等を、住所地を管轄する出入国在留管理局に提出してください。

必要書類は法務省のウェブサイトに記載されていますので、ご自身で事前に必ず確認してください。不明な点があれば出入国在留管理局へ直接お問い合わせください。

提出物 (出入国在留管理局へ)
・(2) 在留カードの在留資格が「短期滞在」の場合 ◎「在留資格認定証明書交付申請書」P (「留学」) (申請人等作成用1~3) を記入し、本人の写真 (事前に裏面へ氏名を記入) を申請人等作成用1に貼付したもの
・(3) 在留カードの在留資格が「留学」「短期滞在」以外の場合で、在留資格を「留学」に変更する場合 ◎「在留資格変更許可申請書」P (「留学」) (申請人等作成用1~3) を記入し、本人の写真 (事前に裏面へ氏名を記入) を申請人等作成用1に貼付したもの
◎「所属機関等作成用1・所属機関等作成用2」(本学が発行)
・(2) 在留カードの在留資格が「短期滞在」の場合 ◎入学日から有効期限が3か月以上あるパスポートのコピー
・(3) 在留カードの在留資格が「留学」「短期滞在」以外の場合で、在留資格を「留学」に変更する場合 ◎入学日から有効期限が3か月以上あるパスポート及び在留カード
◎入学許可書 (本学が合格通知時に発行) のコピー
◎手数料 (4,000 円)

※なお、「(2) 在留カードの在留資格が『短期滞在』の場合」で、「在留資格認定証明書交付申請書」の提出日から2か月以上本人が日本国内に引き続き滞在する場合は、あて先を日本国内の本人の住所とすることができます。

## (4) 在留カードの在留資格が「留学」「短期滞在」以外の場合、 資格を変更しない場合

特別な手続きは必要ありません。

### 「在留資格認定証明書交付申請書」 作成上の注意

- 在留資格によって必要書類が異なりますので、詳細は出入国在留管理局へ直接お問い合わせください。
- 記載内容は、他の入学手続き書類と矛盾しないように記入してください。
- 提出する写真は、縦 40mm×横 30mm、提出前3か月以内に撮影された無帽・無背景・カラーのもので頭部全体が写真枠内に収まっているものとしてください。
- 項目 18「過去の在留資格認定証明書交付申請歴」は、期間更新や資格変更は含めずに、資格認定の場合のみの履歴を記入してください。
- 項目 27「滞在費の支弁方法等」の(1)支弁方法及び月平均支弁額 は千円単位で、(2)経費支弁者の年収は百万円単位で記入してください。
- 項目 25「日本語能力」、項目 26「日本語学習歴」、項目 30「本邦における申請人の監護人」、項目 30「申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人」の欄は記入しないでください。
  - 記載内容について、確認のために本学から申請人本人もしくは代理人へ問い合わせる場合があります。

#### <留学ビザ取得に関する連絡先>

- 名古屋市立大学 学生課入試係  
〒467-8501 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1  
TEL 052-853-8020 MAIL shingaku@adm.nagoya-cu.ac.jp
- 名古屋市立大学 国際推進課  
〒467-8501 名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑 1  
TEL 052-872-5163 MAIL ryugaku@sec.nagoya-cu.ac.jp

## 留学生用宿舎のご案内

名古屋市立大学の留学生宿舎への入居希望者は、2024年1月12日(金)までに書類をメールまたは郵送でお送りください。

また、留学生宿舎に関する問い合わせは以下の窓口までお願いします。  
宿舎についての詳細は、QRコードからアクセス、ウェブサイトをご覧ください。

問い合わせ先・申請書提出先  
〒467-8501 名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1  
名古屋市立大学 国際交流センター  
TEL:052-872-5163 FAX:052-872-5044  
E-mail:[ryugaku@sec.nagoya-cu.ac.jp](mailto:ryugaku@sec.nagoya-cu.ac.jp)

---

### NCU Dormitory for International Students

Our dormitory is created for International students. If you prefer to live in, please send us the application form either by e-mailing or posting by January 12, 2024.

Should you have any inquiry, please feel free to contact the following address.

For any further information, please visit our website through the QR CODE.

International Affairs Office  
Department of Student Affairs  
Nagoya City University  
1 Yamanoata, Mizuho-cho, Mizuho-ku  
Nagoya, JAPAN 467-8501  
Tel:81 52 872 5163  
Fax:81 52 872 5044  
E-mail: [ryugaku@sec.nagoya-cu.ac.jp](mailto:ryugaku@sec.nagoya-cu.ac.jp)



# Officeデスクトップアプリについて

令和6年度より、名古屋市立大学の学生はOfficeデスクトップアプリを無料で利用できるようになります。

※すでにOfficeデスクトップアプリを利用できるライセンスをお持ちの場合は、引き続きご利用いただいてもかまいません。

利用方法・ダウンロード方法等は、本学ウェブサイト以案内予定です。

## 【利用できるデスクトップアプリ】

パソコン上で利用できるWord、Excel、PowerPointなど

## 【利用できる期間】

名古屋市立大学在学中

※退学・卒業後は利用できません

## 参考ページ（本学ウェブサイト）

ホーム > 教育・学生生活 > 充実したキャンパスライフ > 新入生の皆さんへ  
<https://www.nagoya-cu.ac.jp/education/campus-life/freshman/>

ホーム > 図書館・病院・附属施設 > 総合情報センター情報システム部門  
> ネットワーク・ソフトウェアについて > WEBメールシステム（Office365）  
<https://www.nagoya-cu.ac.jp/affiliate/ict/network/mail/>

### 【問合せ先】

総合情報センター（滝子（山の畑）キャンパス 6号館 1階）

TEL：052-872-5792

E-mail：it-sys@cc.nagoya-cu.ac.jp



## 誓約書

このたび、貴学に入学を許可されましたうえは、学生としての本分に従って学業・研究に精進するとともに、公立大学法人名古屋市立大学学則およびその他の法人規則等を遵守することを誓います。また、私および保護者または保証人はともに、以下の事項について理解し、同意します。

( ) 「薬学部に入학을希望される方へ」を読み、理解しました。

( ) 「名古屋市立大学薬学部履修規程（抜粋）」を読み、理解しました。

令和 年 月 日 名古屋市立大学 薬学部長 殿

入学者本人

受験番号 \_\_\_\_\_

生年月日 西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

氏名 \_\_\_\_\_ (自署)

保護者または保証人

氏名 \_\_\_\_\_ (自署)

(注意事項)

上記( )の事項について、本人および保護者または保証人の双方が理解のうえ、同意する場合、( )内にチェック(✓)を書いて下さい。

# 薬学部に入学を希望される方へ

名古屋市立大学薬学部長

みなさん、このたびは、合格おめでとうございます。教職員を代表して心よりお祝い申し上げます。

みなさんは今、名古屋市立大学薬学部で勉学に励むことができる喜びと期待でいっぱいだと思いますし、私たちはそういう学生を全力で育て、将来、人々のいのちと健康を守るという崇高な使命を果たす人材になってほしいと考えています。いい加減な気持ちでは勉学を続けることも、使命を果たすこともできません。是非、伝統ある名市大薬学部の学生としての誇りと自覚をもって入学していただきたいと思います。入学にあたり、お知らせしておきたいことがありますので以下に申し述べます。

1. みなさんの中で、薬学部への進学を夢見て頑張ってきた人は、これから思う存分、薬学の世界を堪能してもらえればと思います。一方で、他大学や他学部を第一志望としていたものの、希望どおりにならなかった人がいることも承知しています。幸い薬学は多くの学問領域を包括する守備範囲の広い学問です。物理・化学・生物・医療各系における多様な研究が行われており、希望すれば入学直後からでも研究室で実験させてもらうことも可能です。現在は肩書や経歴ではなく、本人の能力で評価される時代です。気持ちを切り替えて薬学に対する理解を深め、一日も早く興味を持てる領域を見つけてもらうとともに、時間を無駄にすることなく将来のための自己研鑽に努めてもらいたいと願っています。

2. 受験勉強のほとんどはペーパーテスト対策にあてられたと思います。大学では「学ぶ態度」が重視され、評価においても大きなウエイトを占めます。特に薬学部ではグループやチームで行う活動が少なくありません。これらの活動を理由なく欠席する、遅刻する、明らかにやる気のない態度をとる、などは非常にマナーの悪い行為であり、他の学生にとっては迷惑この上ありません。また、薬学部の授業では学外の方（薬剤師や医師等臨床現場の医療職の方、企業の方、行政職の方など）に接する機会や外部講師の方による指導も多くあります。それらの方々を不快にさせることは、他の学生や今後の大学教育にとってマイナスです。そのため、態度の悪い学生には厳しく注意することになりますし、度が過ぎる場合や矯正されない場合には、当該科目を失格とします。たとえペーパーテストができて、真面目に学ぶ意欲がないと単位を取得して進級できないことを理解願います。

3. 薬学部の必修科目は多く、1年次より勉強に追われることとなります。毎年、再受験を考えている学生は若干名いますが、薬学部の勉強と受験勉強を両立させることはきわめて困難なため、受験をあきらめるか、大学の単位を取得できずに留年するか、のいずれか（または両方）になります。留年者の中には、次年度も所定の単位を取得できずに除籍となる学生もいますし、2年次に進級できても留年を繰り返し、最終的には退学する学生もいます。入学する以上は途中で脱落することのないよう、強い意思をもって薬学部での勉強に励んでもらいたいと思います。

4. 再受験目的や明確な理由なき休学、復学を前提としない休学は認められていません。経済的理由、身内の介護、留学、疾病の治療などが理由の場合には、そのことを証明する公的書類を提出して頂き、本人および保護者などから休学の意思や復学の計画について聴き取りを行った上で、教授会で審議をして諾否を決定することになっています。

# 名古屋市立大学薬学部履修規程（抜粋）

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条の2 薬学部における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 薬学科では、医薬品と薬物療法に関わる医療科学を総合的に修得し、薬剤師をはじめ、医療に関わる様々な分野で薬の専門家として貢献できる人材の育成
- (2) 生命薬科学科では、創薬に必要な、物質と生命についての幅広い知識と技術を修得し、それを基盤にした医薬品の開発研究者をはじめ、生命科学与医療の発展に貢献できる人材の育成
- (3) 前2号に定める人材養成のための活発な教育研究を通じて生み出される、国際的に質の高い教育研究成果の発信とそれによる文化の進展への貢献

## 第2章 教養教育科目

### （試験）

第8条 試験は学期末に行う。ただし必要がある場合には、学期末以外の時期に行うことがある。

- 2 前項の試験は、レポートその他の方法をもって代えることがある。
- 3 出席時間数が当該授業科目の全時間数の7割に満たない場合は失格とし、受験資格を与えない。

## 第3章 専門教育科目

### （試験）

第19条 学期末に試験を行うほか、実習、論文、レポート等をもって試験に代えることができる。

- 2 出席時間数が当該授業科目の全時間数の7割に満たない授業科目は失格とし、受験資格を与えない。  
（再履修）

第23条 不合格であった授業科目、又は失格となった授業科目については、再履修しなければ受験資格を与えない。

## 第4章 卒業及び進級要件

### （原級留置等）

第25条 1年次終了時において、修得すべき単位のうち、実験及び健康・スポーツ科目並びに地域参加型学習（薬学科に限る。）又は早期体験学習（生命薬科学科に限る。）を含む35単位以上を修得していない者は、2年次に進級できない。また、1年次配当の専門教育必修科目のうち、薬学科においては9単位、生命薬科学科においては7単位を修得していない者は、2年次に進級できない。ただし、当該学年の試験に合格した専門教育科目の単位は有効とする。

2 生命薬科学科においては3年次前期終了時において、薬学科においては3年次後期終了時において、別表2に定める教養教育科目の最低修得必要単位数から教養教育科目の修得した単位数を減じた単位数に、当該時まで配当された必修専門教育科目の未習得単位数を加えて得た単位数が生命薬科学科は8単位、薬学科は14単位を超えた場合には、4年次へ進級できない。

3 薬学科においては、次の各号の定めに従い、修得等を行わなければならない。

- (1) 医療薬学科目の全ての単位を修得していない場合には、臨床薬学実務実習Ⅰを履修することができない。
- (2) 共用試験の受験には、4年次後期までに開講される全ての必修科目単位（教養教育科目を除く。）の修得が必要である。
- (3) 臨床薬学実務実習Ⅱ及び臨床薬学実務実習Ⅲの履修のためには、共用試験に合格しなければならない。

### （除籍）

第26条 学則第30条第2項の規定に基づき、在学年数が入学後2年に至っても、なお、2年次への進級に必要な授業科目の単位を修得することができない者、在学年数が入学後6年に至っても、なお、4年次への進級に必要な授業科目の単位を修得することができない者は、除籍する。

※なお、上記は入学時点での予定内容となりますので、表現等が変更になる可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

## 感染症抗体検査・ワクチン接種について

名古屋市立大学薬学部へのご入学おめでとうございます。

薬学部薬学科では、1年生から教養教育の地域参加型学習や専門教育において、病院等の医療機関の見学や医療に関する実習が行われます。これらの教育時における感染防止をはかるため、下記に従い検査を各自受けていただき、検査結果および過去の接種歴が分かるもの（母子手帳等の写し）を準備してください。

感染症抗体検査の結果は、病院等の医療現場の見学や医療に関する実習に必要です。感染予防のための抗体価が不十分であると判定された場合には、必要に応じて医療機関にてワクチン接種を受けていただきます。接種を済ませていない場合、見学や実習を実施できないことがあります。

記

## 1. 検査項目

疾患名	検査方法 <small>(注1)</small>	抗体のレベル：本学の陽性基準
麻疹	①IgG EIA 法	16.0 以上
*①または②の検査方法	②PA 法	1 : 256 以上
風疹	①HI 法	1 : 32 以上
*①または②の検査方法	②IgG EIA 法	8.0 以上
流行性耳下腺炎(ムンプス)	IgG EIA 法	4.0 以上
水痘	IgG EIA 法	4.0 以上

(注1) 必ず上記の指定の方法による検査を受けてください。

(注2) 検査結果が各医療機関の基準で陽性と判定された場合でも、本学の陽性基準以下の場合にはワクチン接種が必要です。

## 2. 検査機関

検査は、各自、医療機関で受けてください。なお、医療機関は指定しませんが、上記の方法による検査が行われているかどうか確認した上で受検してください。(名古屋市立大学病院では、検査を受けることはできません。)

## 3. 検査結果の提出

提出の日時・方法は入学後の地域参加型学習の講義にて連絡します。検査結果は A4 用紙にコピーし、また、上記疾患の過去のワクチン接種歴または罹患歴がわかるもの（母子健康手帳等のコピー）とあわせて、1 回目の地域参加型学習の講義時に持参してください。

(注3) 氏名、検査日、医療機関名、検査方法、抗体価が明示されていることを確認してください。

(注4) 検査結果の原本は入学後に配布される「感染症等の抗体検査結果と予防接種の覚え書き」に貼付し、必ず各自で卒業まで大切に保管してください。

尚、検査結果は個人情報として薬学部事務室で厳重に管理し、その利用は学生教育上の場合に限定します。

問い合わせ先

名古屋市立大学薬学部事務室（田辺通キャンパス）

TEL 052-836-3402、FAX 052-834-9309

E-MAIL: jimusitu@phar.nagoya-cu.ac.jp

## 薬学部保護者説明会・キャンパス見学会のご案内

ご息女様・ご子息様のご入学、誠におめでとうございます。

薬学部では保護者の皆様に本学部の概要をご理解いただくため、保護者説明会を開催いたします。薬学部（田辺通キャンパス）での開催となります。（裏面参照）

説明会では、学部の特色、教育方針、学生サポート体制、就職状況等についてご説明させていただきます。また、保護者の方からのご質問等にもお答えさせていただきます。説明会にご参加いただきますようご案内申し上げます。

説明会終了後、午後2時30分ごろから1時間程度、薬学部キャンパス・施設の見学会（教員によるガイドツアー）も開催いたします。こちらもぜひご参加下さりますようお願い申し上げます。

つきましては、お手数をおかけしますが準備の都合上、下記事項をご記入のうえ入学手続きの際、お知らせいただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 保護者説明会

日 時 令和6年4月5日（金）  
午後1時30分（入学式終了後）～2時30分頃  
会 場 名古屋市立大学薬学部（田辺通キャンパス）  
講義・図書館棟1階 宮田ホール  
※ご出席は2名までに限らせていただきます。

#### 2 薬学部キャンパスの見学会

日 時 令和6年4月5日（金）  
午後2時30分頃（保護者説明会終了後）～  
会 場 名古屋市立大学薬学部（田辺通キャンパス）  
講義・図書館棟1階 宮田ホール

（問合先） 名古屋市立大学薬学部事務室  
(052) 836-3402（直通）

キ リ ト リ 線

## 薬学部保護者説明会・キャンパス見学会の出席について

薬学科  生命薬科学科

学 生 氏 名 \_\_\_\_\_

- 保護者説明会と薬学部キャンパス見学会の両方に出席します。  
 保護者説明会のみ出席します。  
 薬学部キャンパス見学会のみ出席します。

出席者氏名 \_\_\_\_\_  
(保護者) \_\_\_\_\_

(注) ご出席は2名までに限らせていただきます。



[主な交通機関] ※公共交通機関をご利用ください。

地下鉄 桜通線「瑞穂区役所」下車  
1番出口から東へ徒歩約15分  
または市バス「瑞穂区役所」から金山14（瑞穂運動場東行き）「市大薬学部」下車

市バス 金山駅から  
金山7番のりばより金山16「市大薬学部」下車  
金山8番のりばより金山14「市大薬学部」下車

経済学部入学生ならびに保護者の皆様

## パソコン及び通信環境の整備について

皆様、ご入学おめでとうございます。

名古屋市立大学では、大学からの連絡や資料送付、レポート提出などを、大学専用の Web システムで行うため、ご自宅でパソコンを使用する機会が多くあります。また、教育効果を高めることを目的に、多様なメディアを高度に利用するためパソコンを使用することを前提とした授業もございます。

こうした状況を踏まえ経済学部では、皆様のご自宅にパソコンと通信環境をご用意いただくことを推奨しております。ご用意いただくにあたり、家計へのご負担をおかけすることと存じますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◆これからご用意いただく方は、下記を参考にしてください。

### ●パソコン

持ち運び可能なノート型パソコンを推奨します。授業によっては、パソコンを使用して行うものもあり、大学にパソコンを持参いただくこととなります。また、3年生から演習（ゼミ）が始まると、大学でパソコンを使用する機会が増加します。

カメラとマイクが内蔵されているパソコンが望ましいですが、ないようであれば、必要に応じて、外付けのカメラとマイクをご準備ください。

### ●ソフトウェア

#### ① OS（基本ソフトウェア）

Microsoft Windows 10/11 (Home/Pro) もしくは、Apple macOS (アップデートが可能なもの)

※ Windows 10 のサポートは 2025 年 10 月に終了予定ですので、将来的なアップグレードが必要です。

#### ② Office アプリケーション

名古屋市立大学では、在学中は Office アプリケーション (Word / Excel / PowerPoint / Outlook など) を、無償で学生が所有する PC (Windows, macOS とともに) にインストールして使用することができます。したがって、これらのアプリケーションを PC と同時に購入していただく必要はありません。ただし、利用可能となるのは入学後となり、本学卒業後は使用できなくなります。

※ 購入したものを使用しても差し支えありません。購入される場合は、Microsoft Office については、Windows、macOS の別でさまざまなエディションが販売されています。Word, Excel, PowerPoint が利用可能であることを確認の上、ご購入ください。

### ●通信環境

通信方式により、通信速度や通信量が異なりますが、通信速度が速い方が、「遠隔授業」を安定して受講できます。通信量は、「遠隔授業」が多い場合は、月に 50GB (あるいは、それ以上) に達することもありますので、契約の際にご注意ください。

また、学内には無線 LAN 設備がございますが、接続しにくい場所もありますのでご注意ください。

ご不明な点は、山の畑事務室 経済学部 学務係 まで、お問い合わせください。

電話：052-872-5805 メール：yama-economy@sec.nagoya-cu.ac.jp







## 保護者の皆様

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、ご子息・ご息女が名古屋市立大学の入学試験にめでたく合格の栄冠をかちえられましたことを心からお祝い申し上げます。

さて、名古屋市立大学には、会則のとおり保護者の皆様などを会員とする後援会が結成されております。この後援会は、主として学生の福利厚生のために大学の発展に側面から協力する目的で昭和 31 年に結成されました。以来、会員のご子息、ご息女が充実した学生生活を送ることが出来るよう様々な支援事業を行っております。

今後数年間本学に教育を託される保護者の皆様におかれましても、ご入会くださるようお願い申し上げます。

なお、本会は、保護者の皆様などから入学時にお振込いただく会費により運営致しているところであります。

細則によりまして、医学部及び薬学部薬学科ご入会の方は9万円（6ヶ年分）、薬学部生命薬科学科、経済学部、人文社会学部、芸術工学部、看護学部、総合生命理学部、データサイエンス学部ご入学の方は6万円（4ヶ年分）となっております。重ねてのお願いとはなりますが、何卒本会の趣旨にご賛同いただき、入学料等とともにお振込くださいますようお願い申し上げます。

また、後援会の活動に必要となる個人情報の利用につきましては、「名古屋市立大学における学生に係る個人情報の取扱いについて」に利用目的及び利用情報をまとめておりますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

謹 白

名古屋市立大学後援会

会長 村井 清

## 後援会による学生に対する各種支援事業

### 課外活動に対する支援

#### ■大学祭・クラブ活動等に対する助成

… 大学祭や、クラブ・同好会などの課外活動団体に対する助成を行っています。令和4年度は50のクラブ・同好会に助成しました。

#### ■ゼミ合宿、クラブ合宿等における宿泊施設利用補助

… 学習、研究、課外活動のために提携施設を利用した際、宿泊代金の一部を助成しています。令和元年度は延べ238名に助成しました。令和2年度および令和3年度は新型コロナウイルスの影響で実績はなく、令和4年度もその影響を受け16名でした。

### 学生に対する福利厚生事業

#### ■成績優秀者表彰

… 大学が実施する、優秀な成績を修めた学生に対する表彰「瑞秀賞」に併せて、後援会から記念品を贈呈しています。

#### ■徳川美術館・名古屋市美術館・名古屋市博物館の入館補助

… 入館時に学生証を提示することで年間何度でも無料入館することができます。令和4年度は延べ約2,000名の学生が利用するなど、多くの学生に教養を身に着ける機会を提供しています。

### 就職支援・キャリア形成事業への支援

#### ■各種資格試験受験費用助成

… TOEICを始めとする各種資格の合格者に対して、受験料の全額を助成しています。令和4年度は延べ184名に助成しました。

#### ■業界研究など就職・キャリアに関するガイダンス開催

… 社会人としての将来像を描けるようなガイダンスに対する支援等を行っています。

### 国際交流活動への支援

#### ■交換留学等に対する助成

… 本学と国際交流協定を締結している大学に留学等をする学生に対して、航空運賃の助成を行っています。

### 教育環境整備への支援

課外活動施設である学生会館や運動施設を中心に、学生が課外活動に使用する施設の修繕を実施しています。令和4年度は弓道場LED照明器具取替、クラブハウス流し台排水管修繕等を行いました。

## 名古屋市立大学後援会会則

第1条 本会は、名古屋市立大学後援会と称する。

第2条 本会の事務所は、大学内に置く。

第3条 本会は、大学の整備拡充、学術研究等大学の充実のために必要な協力を与えることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大学施設の整備に対する援助
- (2) 学術研究に対する援助
- (3) 教職員及び学生の福利厚生に対する援助
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 在学生(学部生に限る。)の保護者又は保証人で本会の趣旨に賛同する者
- (2) 卒業生その他本会の趣旨に賛同する個人
- (3) 本会の趣旨に賛同する法人

第6条 本会に次の役職者を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事	若干名
会計	1名
監事	3名

第7条 会長、副会長は、理事会の推薦に基づき、総会で選任する。

2 理事は、会員のうちから前項により選任された会長が、総会の議を経て委嘱する。

3 前項の理事には、各学年に属する会員のうちから1名以上を含むものとする。

4 会計は理事のうちから、会長が委嘱する。

5 監事は、会員のうちから総会の議に基づき会長が委嘱する。

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

3 会計は、会計事務を司り、監事は、会計事務を監査する。

第10条 第6条に定める役員の外必要があると認めるときは、顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の議を経て会長が委嘱し、会長の諮問に応ずるものとする。

第 11 条 本会の会議は、総会、理事会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

ただし、時宜により書面を以って会議に代えることができる。

2 会議の議長は、会長がこれに任ずる。

第 12 条 総会は、毎年年度始めにこれを開催し、会務の報告、予算及び決算、会則の変更その他重要事項を審議決定する。

2 会長が必要あると認める時は、臨時総会を開催することができる。

第 13 条 理事会は、会長、副会長、会計及び理事をもって構成し、事業計画、細則の変更その他会務の運営について必要な事項を審議する。

第 14 条 役員会は、会長、副会長、会計及び監事をもって構成し、必要と認める事項を協議する。

第 15 条 会長の命を受けて本会の事務を処理するために、書記を置く。

第 16 条 本会に必要な経費は、会費及び寄附金又はその他の収入をもって充てる。

第 17 条 会員は、会費を負担するものとし、金額及び徴収方法は別に定めるところによる。

第 18 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終る。

附 則

この会則は、昭和 31 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 38 年 1 月 5 日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成 7 年 6 月 12 日から施行する。

2 この会則による改正後の名古屋市立大学後援会会則（以下「改正后会則」という。） 第 7 条第 2 項の規定は、平成 7 年度以後に委嘱する理事に適用し、平成 6 年度以前に委嘱した理事については、なお従前の例による。

3 改正后会則第 3 条の規定は、平成 8 年度から適用する。

附 則

この会則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 5 年 6 月 28 日から施行する。

## 名古屋市立大学後援会会則細則

第1条 名古屋市立大学後援会会則（以下「会則」という。）第17条に規定する会費の額は、次のとおりとする。

(1) 会則第5条第1号の会員は、1学年につき15,000円とする。

(2) 会則第5条第2号の個人会員は1年につき2,000円、同条第3号の法人会員は1年につき10,000円とする。

第2条 会費の徴収方法は、次のとおりとする。

(1) 会則第5条第1号の会員は、入学手続き時に、学部ごとに定められた修業年限に15,000円を乗じて得た額を、本会事務所へ納入するものとする。

(2) 前号の規程にかかわらず、薬学部生命薬科学科から薬学部薬学科に転学科した在學生に係る会則第5条第1号の会員は、転学科時に、30,000円を本会事務所へ納入するものとする。

(3) 会則第5条第2号及び第3号の会員は、毎年度当初に本会事務所へ納入するものとする。

第3条 会費は、納入後にあっては、これを返還しないものとする。

第4条 この細則の実施に関し必要な事項は、役員会の議を経て、会長が定めることができる。

附 則

この細則は、昭和31年3月3日から施行する。

附 則

この細則は、昭和36年2月15日から施行する。

附 則

この細則は、昭和38年1月5日から施行する。

附 則

この細則は、昭和38年8月14日から施行する。

附 則

この細則は、昭和39年3月25日から施行する。

附 則

この細則は、昭和43年5月31日から施行する。

附 則

この細則は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和53年5月12日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成7年6月12日から施行する。

2 この細則による改正後の名古屋市立大学後援会会則細則の規定は、平成8年度以後に入学する学生に適用し、平成7年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この細則は、平成21年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この細則による改正後の名古屋市立大学後援会会則細則第2条第2号の規程は、施行日以降に転学科する学生に適用する。

ご入学された皆さまへ

## 名古屋市立大学交流会ご入会について

ご入学おめでとうございます。心よりお慶び申し上げます。

名古屋市立大学交流会は、名古屋市立大学の学生、同窓生ならびに教職員等が全学的に集う組織です。名古屋市立大学のさらなる発展と社会への貢献を図るとともに、会員相互の交流や親睦を目的としております。

ご入学された皆さまやご家族から、「誇りに思い、愛される名市大」となるよう、明るい未来に向かって歩んでまいりたいと存じます。皆さまの温かいご理解とご支援を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。つきましては、下記によりご入会手続きのほどお願い申し上げます。

末筆ではございますが、皆さまのご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

名古屋市立大学交流会  
会長 津田 喬子

### 記

1. 申込方法 入会金を入学料等とともに、入学時納付金振込依頼書にてお振込みください。
2. 入 会 金 5,000 円
3. その他 (1) 交流会の活動に必要なとなる個人情報の利用につきましては、「名古屋市立大学における学生に係る個人情報の取扱いについて」に利用目的及び利用情報をまとめておりますので、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。  
(2) 会員情報は、業務委託先（DM 発送業者など）以外の第三者に提供することはありません。  
(3) 名古屋市立大学交流会では、会員名簿を発行することはございません。（交流会を名乗った名簿発行の勧誘にご注意ください。）

以上

### 【問合せ先】

名古屋市立大学交流会事務局  
TEL : 052-853-8005 FAX : 052-841-6201  
E-mail : koryukai@sec.nagoya-cu.ac.jp  
URL : <http://www.koryukai.jp>

## 名古屋市立大学交流会会則

### (目的)

第1条 この会は、名古屋市立大学の同窓生、学生及び教職員等が全学的に集う組織として、名古屋市立大学の発展と社会への貢献を図るとともに会員相互の交流、親睦等を目的とする。

### (名称)

第2条 この会の名称は、名古屋市立大学交流会（以下「本会」という。）とする。

### (事務局)

第3条 本会は、事務局を名古屋市立大学内に置く。

### (会員)

第4条 本会は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 名古屋市立大学・同大学大学院、名古屋市立保育短期大学及び名古屋市立女子短期大学（以下「市立大学」という。）の卒業生、修了生その他市立大学に在籍したことのある者
- (2) 市立大学の学生
- (3) 市立大学（名古屋市立大学医学部附属病院を含む。以下同じ。）に勤務している者及び勤務したことのある者
- (4) 市立大学とゆかりのある者又は団体で、会長が必要と認めた者
- (5) その他本会の趣旨に賛同する者又は団体で、会長が必要と認めた者

### (役員)

第5条 本会に、役員として、会長1名、副会長若干名及び理事を置く。

- 2 会長は、会員の中から理事会の推薦を受けた者を、総会において選出する。
- 3 副会長は、役員の内選により定める
- 4 理事は、別表に掲げる者及び会長が指名する者とする。

### (監事)

第6条 本会に、監事若干名を置く。

- 2 監事は、理事会の同意を得て、会長が選任する。

### (役員等の職務)



第7条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会務の執行を総括する。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、会務の執行を担当する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(任期)

第8条 会長及び副会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副会長の任期の末日は、会長の任期の末日以前でなければならない。

2 理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 監事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、監事の任期の末日は、会長の任期の末日以前でなければならない。

4 役員及び監事（以下、この条において「役員等」という）は任期満了の後、後任の役員等が選任されるまでの間、なおその職務を行なうものとする。

5 補欠により選任された役員等の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、総会、理事会とする。

2 総会は、原則毎年1回、開催する。

(1) 総会は会長、副会長、理事及び第4条に掲げる会員をもって組織し、会長が招集する。

(2) 総会の議長は、会長をもって充てる。

(3) 総会は、次に掲げる事項を議決する。

ア 本会の運営に関する重要事項

イ 会則の改廃に関する事項

ウ 事業計画及び事業報告に関する事項

エ 予算及び決算に関する事項

オ その他会長が諮問する事項

(4) 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織し、会長が招集する。ただし、時宜により書面を以って理事会に代えることができる。

- (1) 理事会は本会の運営に必要な事項を審議する。
  - (2) 理事会は、役員<sup>2</sup>の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。なお、別表に掲げる理事がやむを得ない理由により出席できないときは、当該理事が所属する同窓会の者を代理人として出席させることができる。
- 4 前2項にかかわらず、災害、その他やむを得ない理由により総会及び理事会の開催が困難な場合は、会長が議事を決することができる。

(事業)

第10条 本会は第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 市立大学及び市立大学の学生への支援、連携及び協力
- (2) 懇親会、講演会等の開催等、会員相互の交流及び親睦の推進
- (3) 会員への名古屋市立大学の情報提供
- (4) 市立大学の各同窓会との連携及び協力
- (5) その他本会の目的に沿った事業活動

(経費)

第11条 本会の運営に必要な経費は、入会金、賛助会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第13条 本会の運営に関し必要な事項は、この会則に定めるもののほか、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成25年3月21日から実施する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この会則は、平成29年2月4日から実施する。

附 則

この会則は、平成30年2月11日から実施する。

附 則

この会則は、令和4年2月19日から実施する。

附 則

この会則は、令和5年2月18日から実施する。

別表（第5条第4項関係）

瑞友会 会長
葉友会 会長
瑞山会 会長
劍陵会 会長
瑞桜会 会長
萱光会 会長
看桜会 会長
瑞滝会 会長
同窓会さわらび 会長
ひさぎ会 代表

## 名古屋市立大学交流会会則細則

第1条 名古屋市立大学交流会会則（以下「会則」という。）第11条第1項に規定する入会金の額は、5,000円とし、入学の際に納入するものとする。

第2条 入会金は、納入後にあつては、これを返還しないものとする。

第3条 この細則の実施に関し必要な事項は、理事会の議を経て、会長が定めることができる。

### 附 則

この細則は、発布の日から施行し、平成28年度に入学する学生から適用する。

# 学友会からのお知らせ

新入生ならびに保護者の皆様、ご入学おめでとうございます。

学友会は正式名を名古屋市立大学学友会と称し、学生の総意を大学の運営に反映するための公的な学生の意思代表機関です。当大学では学生全員が会員であり、一人一人が大学の自治の担い手となっています。

毎年、卒業までの大学生活を快適なものにするため、新入生の方全員に学友会の会員となっただき、入学時に学友会費を納めていただいています。学友会費は、大学祭、自治活動やクラブ活動など、大学生活における様々な活動に割り当てられます。金額は、入会金 2,000円、年会費 1,500円(学友会規約による)で、卒業までの会費を入学料等とともに一括して納めていただきます。学友会の規約は、大学ホームページの [教育・学生生活 > 諸手続きのご案内 > 学生生活に関わる各種規程](http://www.nagoya-cu.ac.jp/education/procedures/rules/index.html)(<http://www.nagoya-cu.ac.jp/education/procedures/rules/index.html>)に掲載しています。

学部によって金額は異なり、以下のようになります。

**医学部・薬学部(薬学科)** **計 11,000円**

**薬学部(生命薬科学科)・経済学部・人文社会学部・  
芸術工学部・看護学部・総合生命理学部・データサイエンス学部** **計 8,000円**

なお、納めていただいた学友会費の返金はできませんので、予めご了承ください。新入生ならびに保護者の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

## ◆学外諸団体にご注意ください！

入学手続き、入学式当日および新入生歓迎祭期間中には、大学周辺に勧誘や街頭アンケートが多く出没します。このような人たちに名前や住所、電話番号を教えると、後々まで付きまとわれ、下宿生の場合は下宿にまで押しかけてくることもあります。このような団体については、当方も十分に気を付けていますが、新入生ならびに保護者の方々も常に注意されますようお願いいたします。

## ◆新入生歓迎祭にぜひご参加ください！

例年、新入生の皆様を歓迎するために、新2年生が新入生歓迎行事をいろいろと企画しています。新型コロナウイルス感染症の影響により変更の可能性はありますが、授業や課外活動などについて先輩に相談したり、友だちをつくったりする場を設け、みなさんが大学生活をスタートするためのお手伝いをします。ぜひご参加ください。

名古屋市立大学学友会  
会長 辻 風花



ご入学された皆様へ

名古屋市立大学薬友会  
会長 河村 典久

## 名古屋市立大学薬友会入会について

ご入学おめでとうございます。

名古屋市立大学薬学部は、明治17年(1884年)に創立されました名古屋薬学校を前身校とし、135年以上の長い伝統を持つ学部であります。

名古屋市立大学薬友会は、この伝統ある薬学部の卒業生、大学院修了生、在学生、教員からなる会で、会員相互の親睦と学識の向上をはかり、薬学部の発展と社会文化に貢献することを目的としております。

皆様にも入学と同時に入会し、会員となって頂きたいと思っております。つきましては、下記により入会の手続きをお取り下さいますようお願い申し上げます。

### 記

1. 申込方法 入会金および会費を入学金と同時にお支払ください。
2. 入会金 10,000 円
3. 会費 10,000 円  
(入学後11年間分の会費に充当します。なお、既納入会金および会費は如何なる理由がありましても返却しませんのでご了承ください。)

【連絡先】 名古屋市立大学薬友会

〒467-8603 名古屋市瑞穂区田辺通 3-1  
(名古屋市立大学薬学部内)

E-mail: shomu@phar.nagoya-cu.ac.jp

# 名古屋市立大学薬友会会則 (改正 平成 19年4月 21 日)

## 第 1 章 総 則

第1条 本会は名古屋市立大学薬友会と称する。

第2条 本会は名古屋市立大学薬学部に本部をおく。

## 第 2 章 目的および事業

第3条 本会は会員相互の親睦と連絡を密にし学識の向上をはかり、薬学部の発展と社会文化に貢献することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために必要な事業を行なう。

## 第 3 章 会 員

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

### 1. 正会員

イ. 名古屋市立大学薬学部本科ならびにその前身校の卒業者

ロ. 名古屋市立大学薬学部現職教員

ハ. 名古屋市立大学大学院薬学研究科, 名古屋市立大学薬学部選科, 専攻科の学生, 研究員およびそれらの修了者

ニ. 名古屋市立大学薬学部本科学生

### 2. 特別会員

名古屋市立大学薬学部の旧教員およびその前身校の教員であった者

### 3. 名誉会員

名古屋市立大学薬学部, その前身校および本会のため功績があり代議員会の推薦を経て総会の承認を得た者

第6条 正会員は別に定めるにより会費を納めなければならない。ただし薬学部本科学生は入学と回時に会費を納めなければならない。

第7条 本会の会員で本会の名誉を毀損し本会の目的趣旨に反するような行為があったときは総会の議決を経て除名することができる。ただし総会は議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

## 第 4 章 役員, 代議員, 参与及び功績会員

第8条 本会は次の役員をおく。

- |          |     |                            |
|----------|-----|----------------------------|
| 1. 名誉会長  | 1名  | 本会正会員中より代議員会の推薦を経て総会にて決する。 |
| 2. 会 長   | 1名  | ( 同上 )                     |
| 3. 副 会 長 | 若干名 | ( 同上 )                     |
| 4. 理 事   | 若干名 | ( 同上 )                     |
| 5. 監 事   | 3 名 | ( 同上 )                     |
| 6. 顧 問   | 若干名 | 代議員会にて推薦し会長これを委嘱する。        |
| 7. 委 員   | 若干名 | 会長これを委嘱する。                 |

## 第9条 役員の仕事

1. 名誉会長
2. 会長 本会を代表する。
3. 副会長 会長を補佐し会長支障のあるときは代理する。
4. 理事 会務を処理し会の円滑な運営をはかる。
5. 監事 本会の会計を監査する。
6. 顧問 会務の諮問に応じる。
7. 委員 理事を補佐し事務を分掌する。

第10条 代議員は正会員中から別に定めるところにより選出する。

第11条 役員および代議員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。

第12条 補欠役員及び代議員の任期は前任者の残任期間とする。

第13条 本会に参与及び功績会員をおく。

1. 会長は本会の運営に功労のある者のうち若干名を参与として委嘱する。参与は、会長の求めに応じて意見を述べる。
2. 会長は本会の運営に大きな貢献をした者を理事会の推薦を経て功績会員とする。

## 第5章 会議

第14条 会議は総会、代議員会および役員会とする。

第15条 総会は定期総会および臨時総会とする。

1. 定期総会毎年1回、4月の第3または第4土曜日に開催する。
2. 臨時総会は必要と認められた時会長これを開く。

第16条 代議員会は会長が招集するほか、代議員10名以上の要請のある時は会長は要請のあった日から10日以内に開かねばならない。

第17条 役員会は会務の運営上必要と認められた時会長がこれを開く。

第18条 総会は代議員会の議を経て提案された次の事項を議決する。

1. 会則の変更、改正に関する件
2. 決算および予算に関する件
3. 基本財産に関する件
4. 役員選挙に関する件
5. 事業に関する件
6. その他代議員会で必要と認めた事項

第19条 代議員会は次の事項を議決する。

1. 総会附議原案に関する件

第20条 役員会は次の事項を審議し執行する。

1. 会の運営上必要と認められる件

第21条 総会、代議員会および役員会の議事は出席人員の過半数で決する。

第22条 総会および代議員会の議長はその都度出席会員の中から選任する。

## 第6章 表彰および慶弔

第23条 表彰および慶弔に関しては別に定める。



## 第 7 章 会 計

第 24 条 本会の経費は会費、寄附金、基本財産利子等をもってこれにあてる。

第 25 条 既納会費は如何なる理由あるもこれを返却しない。

第 26 条 本会の会計年度は3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

## 第 8 章 基本財産

第 27 条 本会に基本財産を設け特別会計とする。

第 28 条 基本金は理事（会計担当）が銀行預金または確実な方法で保管する。

第 29 条 基本財産は総会の議決を経なければ使用することはできない。

## 第 9 章 支 部

第 30 条 本会は会員数名以上を有する地区に支部を設立することができる。支部を設立する時は会則、会員ならびに役員の名を本部に通知し総会の承認を得なければならない。

第 31 条 支部はその所在地名を用い名古屋市立大学薬友会〇〇支部と称する。

第 32 条 支部は常に本部と連絡をはからねばならない。

第 33 条 本会の支部は別に定める。

## 名古屋市立大学薬友会運営細則 (改正 平成19年4月21日)

第1条 会則第5条の特別会員のうち希望するものは正会員となることができる。但しこの場合会費を同時に納入しなければならない。

第2条 会員は氏名, 住所, 勤務先などに変更を生じたときは速かに本会に届けなければならない。

第3条 会則第6条の会費は次の通り定める。

1. 薬学部本科学生を除く正会員は年額 1,000 円とする。但し前納の時は5年分 4,500 円とする。
2. 薬学部本科学生は入学と同時に入会金 10,000 円 および会費 10,000 円を納入し、入学後 11 カ年の会費とする。

第4条 会則第 10 条の代議員は次の通り選出する。

1. 各支部長
2. 各卒業年次毎に4名以内
3. 市立大学薬学部在職者代表4名(教授1名, 准教授1名, 講師1名, 助教・助手1名)
4. 大学院薬学研究科生2名
5. 薬学部本科学生各学年毎に2名

第5条 本会は会務執行のため役員会の中に理事会を設け, 次のように分掌する。

1. 庶務
2. 会報
3. 名簿
4. 卒後教育
5. 会計 (収入および支出)

第6条 正会員が議案のある場合は総会の2カ月前までに本部に文書をもって提出しなければならない。

第 7 条 会義の議案は緊急の場合を除き会議の 1 週間前までに全構成員に通知しなければならない。

第 8 条 会則第 23 条による表彰は次の各項のいずれかに該当するものにつき代議員会の推薦と総会の承認を経て表彰する。

1. 本会に対して寄附その他功績顕著であったもの。
  2. 本会会員で本会の運営その他について功労のあったもの。
- なお慶弔に関しては本会の意を表し代議員会に報告する。

第 9 条 薬友会会員名簿データは会員のプライバシー保護に留意し管理する。

1. 名簿データを薬友会活動の目的以外に利用することを禁止する。
2. 薬友会活動以外に名簿データを利用する場合は、別途理事会で協議し会員の利益となると判断された場合のみ利用を認める。

第 10 条 本会は次の地区に支部を置く。

関東 (茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 山梨), 関西 (京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 滋賀, 和歌山), 三重県, 長野県, 新潟県, 台湾

## 令和6年度（2024年度） 名古屋市立大学経済学部同窓会「瑞山会」入会について

この度名古屋市立大学経済学部の合格、心よりお祝い申し上げます。  
私どもは、名古屋市立大学経済学部生の同窓会で、会員相互の親睦をはかるとともに、母校の発展に寄与することを目的として、1978年（昭和53年）11月19日に設立されました。  
2023年（令和5年）3月末現在での経済学部卒業者は累計1万1000名を超え、登録されている瑞山会正会員も1万人を超えています。  
活動については年1回の総会・懇親会をはじめ各種行事を開催しています。また現在9つの職域、職種別支部があり、地域支部としては関東支部（1都7県）に引き続き令和3年6月には関西支部（2府4県）が設立され卒業後も身近な会員相互との交流と親睦を深める場が整っています。

入学された皆様方におかれましては、瑞山会会則\*に有ります「瑞山会準会員」としてご入会となります。つきましては、入会金を入学手続き日に「諸団体納付金」として納付くださいますようお願い申し上げます。また卒業時には「正会員」となり、入会金は終身会費に充当されます。

\*「瑞山会会則」は瑞山会ホームページ（URLは下記）をご覧ください。  
なお、準会員の特典、瑞山会情報の閲覧及び加入登録、入会金は下記のとおりです。

### 1、特典

#### （準会員）

- 1) 在学中の成績や行いに対して、大学の推薦により卒業時に瑞山会表彰を受けることができます。
- 2) 年1回発行の会報が閲覧できます。 \*学内同窓会掲示板に掲示致します。
- 3) 大学の推薦及び当会の定める条件を満たせば、名古屋市立大学協定校に6ヶ月以上留学する場合、留学費補助が受けられる「瑞山会協定校留学費補助制度」を活用できます。

#### （正会員）※卒業後

- 1) 各種瑞山会行事（総会・懇親会 他）への案内
- 2) 年1回発行の会報をお届け
- 3) 同期会、ゼミ同窓会開催時の支援 ※瑞山会ホームページのよくあるご質問をご確認下さい。

### 2、瑞山会情報の閲覧

ホームページで、瑞山会の活動状況を知ることができます。

\*URL は <https://www.zuizankai.jp/> です。

### 3、登録および入会金

- 1) **加入登録** : 入学時納付金振込依頼書にて、入会金を入学料等とともに振り込んでください。  
なお、添付の「瑞山会加入登録書」に必要事項を記入いただき入学手続き時に提出願います。  
住所等登録を希望されない方に付きましても氏名の記入をお願い致します。
- 2) **入会金** : 30,000円（諸団体納付金に含まれます）

### <お問合せ先>

上記URLの瑞山会ホームページのトップページにあるお問合せをご利用願います。

## 名古屋市立大学経済学部同窓会「瑞山会」加入登録及び個人情報取り扱いに対する同意書

下記項目に関する情報を名古屋市立大学経済学部同窓会「瑞山会」へ提供し、下記【個人情報の取扱について】のとおり取扱うことに同意します。

記入日 令和 年 月 日

加入登録者 氏 名	(フリガナ)
住 所 1	(現住所)：実家(帰省先) 〒  TEL
住 所 2	(入学後住所)：下宿先住所を記入願います。実家通学の場合は「同上」と記入願います。 〒  TEL

### 【個人情報の取扱について】

- 1、名古屋市立大学経済学部同窓会「瑞山会」が保有する会員情報は、同窓会名簿の基礎資料とするほか会報、行事連絡等のご案内など「瑞山会」から会員への情報発信に利用します。
- 2、会員情報は、業務委託先（DM発送業者）以外の第三者に提供することはありません。
- 3、会員情報の管理については、個人情報保護法を遵守し、会員の利益が損なわれないように留意し、個人情報の保護に努めます。

尚、加入登録につきましては住所等登録を希望されない方に付きましても氏名の記入をお願い致します。

以上

ご入学の皆さまへ

名古屋市立大学経済学会

## 名古屋市立大学経済学会入会について

合格おめでとうございます。

名古屋市立大学経済学会は、本学部教員、大学院生、学部学生からなる会員によって構成されております。機関誌『オイコノミカ』の発刊、学術講演会・研究会開催、本学会会員の学部学生・大学院生の研究活動支援等を行っていますが、これらの学会活動は、会員、学生会員からの会費によって支えられております。

名古屋市立大学経済学会の機関誌『オイコノミカ』は、経済学や経営学およびこれらに関連する諸科学の発展に寄与することを目的として、本学部創設と同時に発刊された学術研究雑誌です。『オイコノミカ』は、本学部教員を中心に執筆され、また広く一般から優秀な論文を求める等の努力が重ねられた結果、現在内外の高い評価を得るにいたっています。『オイコノミカ』は本学図書館等で閲覧でき、これから経済学や経営学を勉強される皆さんに役立つものと存じます。

今回本学に入学される皆さんは、学生会員となることによって本学会の活動に貢献されることとなります。学生会員会費4年分6,000円を入学手続きの際にお納め下さるようお願い申し上げます。

※なお、お納めいただいた学生会員会費の返金はできませんので、予めご了承ください。

## 名古屋市立大学人文社会学部同窓会（瑞桜会）入会のご案内

ご入学おめでとうございます。

人文社会学部同窓会（瑞桜会）は、名古屋市立大学人文社会学部卒業生により組織され、会員相互の親睦と母校の発展に寄与することを目的とし、名簿、会報の発行、総会などを行っております。

皆様方にも入学と同時に学生会員として入会していただきたく、お手数ですが、下記により入会の手続をお願いいたします。

### 記

#### 1 申し込み

入学時納付金振込依頼書にて、同窓会費を入学料等とともにお振り込みください。

#### 2 同窓会費

15,000円

入会金 5,000円

年会費5か年分 10,000円

名古屋市立大学人文社会学部同窓会

会 長 野村 圭一



名古屋市立大学人文社会学部同窓会

瑞桜会

名古屋市立大学理学同窓会（<sup>ずいろukai</sup>瑞澆会）入会のご案内

ご入学おめでとうございます。

理学同窓会（<sup>ずいろukai</sup>瑞澆会）は、名古屋市立大学総合生命理学部生・理学研究科（旧システム自然科学研究科）大学院生及び修了生により組織され、会員相互の親睦と母校の発展に寄与することを目的とし、学生活動や研究活動への支援、会報の発行、総会などを行っております。

皆様方にも入学と同時に会員として入会していただきたく、お手数ですが、下記により入会の手続をお願いいたします。

記

1 申し込み

入学時納付金振込依頼書にて、同窓会費を入学料等とともにお振り込みください。

2 同窓会費 20,000円

（内訳： 入会金 5,000円  
年会費5か年分 15,000円）

会費金額は同窓会会則細則第2条（※）に基づきます。

名古屋市立大学理学同窓会

会長 對馬 明

（※）同窓会会則細則 第2条

入会金は5,000円、年会費は3,000円とする。ただし当分の間、入会時に学部生においては20,000円、大学院生においては10,000円を納入したものは終身会員とし、会費を免除する。

お問い合わせ先

〒467-8501

愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑1

名古屋市立大学大学院 理学研究科

実験・研究支援室内 研究科同窓会事務局

E-mail : dousoukai@nsc.nagoya-cu.ac.jp